

## 船舶事故調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月30日 09時57分ごろ
発生場所	愛知県 <small>やとみ</small> 弥富市 <small>なべた</small> 鍋田ふ頭南西方沖 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位240° 2.6海里付近 (概位 北緯34° 59.2′ 東経136° 45.4′)
事故の概要	油タンカー 龍衛 <small>りゅうゑい</small> 及び漁船 <small>りくせん</small> 富士丸は、共に北北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 龍衛、109トン 133246、光洋油槽船株式会社 B 漁船 富士丸、4.99トン ME3-41383（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、三級（航海） 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により北北東進中、えい網中のB船を左舷前方に認め、同じ針路及び速力で安全に追い越せると思い、書類の整理をしていたところ、B船に接近していることに気付き、右舵を取ったものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約4knの速力でえい網しながら北北東進中、船長Bが、右舷後方約20～30mに接近しているA船に気付き、左舵を取ったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、北北東進中、船長Aが、左舷前方に認めたB船を同じ針路及び速力で安全に追い越せると思い、書類の整理をしていてB船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船と接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、北北東進中、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷後方約20～30mに接近するまでA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、A船及びB船が共に北北東進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 他船を追い越す場合は、常時適切な見張りを行うとともに、追い越される船舶を確実に追い越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けること。</li><li>・ えい網中であっても、常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>